

○沖縄総合事務局告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

沖縄総合事務局長 河合 正保

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 二級河川安里川水系安里川河川改修工事（沖縄県那覇市安里一丁目並びに同市牧志二丁目、同市安里二丁目及び同市牧志三丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県那覇市安里一丁目、安里二丁目、牧志二丁目及び牧志三丁目地内

2 使用の部分 沖縄県那覇市安里一丁目、安里二丁目、牧志二丁目及び牧志三丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請にかかる事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県那覇市安里一丁目、牧志二丁目、安里二丁目並びに牧志三丁目地内までの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする二級河川安里川水系安里川河川改修工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する二級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川安里川水系安里川（以下「安里川」という。）は、河川法第5条第1項に規定する二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき、沖縄県知事が河川管

理者であることなどから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

安里川は、沖縄県那覇市東部の弁ヶ岳(標高 166 m)を水源とし、中流部で真嘉比川を合わせ、下流部で久茂地川を分流して東シナ海へ注ぐ幹線流路延長 7.30 km、水系流域面積 13.17k m²の二級河川である。

安里川の流域は、県都那覇市及び島尻郡南風原町からなり、流域内人口は約 10 万 7 千人を擁し、沿川には那覇都市モノレールや県道 39 号線等の基幹交通施設が存するほか、市街地が流域の約 85 %を占め、下流域には県庁や市役所等が分布するなど、沖縄県における政治経済の中心地となっている。

安里川流域は、亜熱帯海洋性気候で、年平均降水量は 2,100mm に達する上、都市化の進展により、緑地や農地等の浸透域が減少し、洪水はより短時間でより多く流出するようになった。また、河道の蛇行が激しく、河道断面積が不足していることなどから、台風や梅雨期による豪雨の際には、洪水により多大な被害を被っている。特に、昭和 40 年 8 月の台風 15 号では、床上浸水家屋 1,758 戸、床下浸水家屋 1,229 戸の洪水被害に見舞われたほか、近年においては、平成 11 年 9 月の台風 18 号による水害で、床上浸水家屋 231 戸、床下浸水家屋 42 戸、平成 19 年 8 月の豪雨では、床上浸水家屋 113 戸、床下浸水家屋 5 戸の洪水被害が発生している。

このような状況に対処するため安里川の治水事業は、昭和 47 年から改修工事が実施されてきたものであり、現在は、平成 24 年 8 月に策定した「安里川水系河川整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年超過確率 1 / 50 年規模の洪水に対応し、基準地点「姫百合橋」における基準高水ピーク流量を 160 m³/秒とし、これを洪水調節施設により 35 m³/秒調節することによって、計画高水流量を 125 m³/秒と定めた。

また、主要地点「崇元寺橋」における計画高水流量を 150 m³/秒とし、川幅拡幅河床掘削及び護岸の整備等を実施しているところである。

本件事業の完成により、水害の可能性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上が図られ、基本方針に基づく計画高水流量の安全な流下が可能となり、洪水時における水害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全が図られるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、振動等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、防音壁の設置により、環境基準を満足するとされている。また、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、工事期間中における地域住民等に配慮しながら施工することとしていることから、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 77 号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、起業者が任意で実施した環境影響評価調査等によると、本件事業及びその周辺の土地において、動物に与える影響については、環境省レッドリストに絶滅危惧 IB 類として掲載されている魚類のドロクイ及びタナゴモドキ、絶滅危惧 II 類として掲載されている貝類のシマカノコ、ベッコウフネアマガイ及びイボアヤカワニナ等が確認されている。タナゴモドキ、シマカノコ、ベッコウフネアマガイ及びイボアヤカワニナについては、改変区域内の生息地を改変することから、専門家の助言及び指導を受け、移動を行うこととしており、ドロクイについては、普段より潮の満ち引きと共に沿岸と河川とを移動しており、その移動能力も高いことから、事業による影響は小さいとされている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているリュウキュウコクタンが確認されているが、生息地は改変されないため事業による影響は小さいとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されておらず、本件事業の工事によって発見された場合は、すみやかに那覇市教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安里川流域の洪水時における水害等を未然に防止することを目的とし、河道拡幅、河床掘削及び護岸の整備等を行う河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業を施工するにあたっての河川改修方法としては、①河床掘削案、②河道拡幅案、③河道拡幅+河床掘削案（以下「申請案」という。）の 3 案について検討が行われている。①河床掘削案は、新たな用地取得を必要としないが、必要な河積を確保するまで深く掘り下げるため、短い区間の既設河床高に制約され河床縦断形の改修計画が困難である。また、②河道拡幅案は、現況河道を必要な河積を確保するまで拡幅し川幅を広げるため、新たに用地の取得を必要とするが、市街化され沿川に接した施設（道路、住宅等）に制約された用地内では改修計画が困難である。よって、本事業の改修方法は、最小限の川幅の拡幅と河床掘削との組み合わせにより、必要な河積を確保する改修方法である申請案が、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、安里川流域では、たびたび洪水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、安里川流域の那覇市や地元自治会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県那覇市役所